

令和３年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ導入推進事業についての公示

令和３年３月１２日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ導入推進事業について公示します。

※ 本公募は、令和３年度予算によるものであり、令和３年度予算成立等が事業実施の条件となります。
また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますので、あらかじめご了承ください。

１ 事業概要

（１）事業名

公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ導入推進事業

（２）事業目的

本事業は、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業に関するノウハウのあるコンサルタント等の実務者への助成を通じて、地域でＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参画意欲のある民間事業者等と地方公共団体とが連携して行う基本構想検討を支援することにより、民間を活用した地方公共団体における公営住宅等の整備事業の取組を推進することを目的とします。

（３）事業内容

本事業は、公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ事業の実施に意欲のある地域を対象に、具体の公営住宅団地整備に係るＰＰＰ／ＰＦＩ事業を導入するための基本構想検討を推進するにあたって必要となる支援を行うものです。

（４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定しています。

補助金交付決定通知の交付日（令和３年６月中旬目途）から令和４年３月１４日まで

２ 対象事業者

対象事業者は、１（３）に掲げられた支援を実施する民間事業者とします。また、事業を遂行することが可能であると認められる体制（公営住宅等の整備に係る官民連携事業への参画経験または知識を有する者）、事業実績を有していることが必要となります。

３ 提案の手続等

（１）担当部局

〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ導入推進事業担当 湯浅、吉田

電話 ０３－５２５３－８１１１（内線３９８４４、３９８４５）

ファクシミリ ０３－５２５３－１６２８

電子メール hqt-jubi.keikaku@gxb.mlit.go.jp

（２）募集要領の交付期間及び方法

- ① 期間 公示日から令和３年４月１２日まで（土日祝除く）
- ② 方法 募集要領の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで電話連絡を行い、手渡し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により交付する。

（３） 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和２年４月１２日１８時（必着）
- ② 場所 上記３（１）の担当部局
- ③ 方法 上記３（１）の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて２部、電子メールにて１部提出すること。

４ 補助事業者の選定

提出された応募書類等について外部有識者等からなる評価委員会において評価を行い、国土交通省が選定事業を決定します。

５ その他

- （１） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- （２） 関連情報を入手するための照会窓口：３（１）に同じ
- （３） 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする
- （４） 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない
- （５） 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある
- （６） 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、応募書類を提出する際に、その旨を申し出ること。
- （７） 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる
- （８） 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない
- （９） 詳細は、別途交付する募集要領による